

# 亜鉛排水規制本格審議 中環審



中央環境審議会は、水生生物の保全を目的とした排水規制のあり方について審議を開始しました。2003年11月に、全亜鉛の環境基準が生活環境項目として追加設定されたことを受け、排水基準の設定など同環境基準の維持・達成に向けて必要な環境管理施策を検討するものです。

2月3日に開催された水生生物保全排水規制等専門委員会では、排出実態の説明や、亜鉛に関する処理技術、諸外国の排水規制動向などの検討項目が確認されました。また関係団体からのヒアリングも実施する予定です。

わが国初の水生生物の保全にかかわる全亜鉛の水質環境基準の設定は、環境基本法上の生活環境項目の環境基準として設定されました。基準値は、水質による水生生物への影響を未然に防止する観点から設定されました。現在の水道水質基準(1.0mg/l以下)や農業用水質基準(0.5mg/l以下)に比べて、河川、湖沼が0.03 mg/l以下、海域が0.02 mg/l以下と極めて厳しい数値に設定されています。

水質汚濁物質排出量総合調査によると、業種別亜鉛の排出量ランキングは、水道業を筆頭に金属製品製造業、化学工業、パルプ・紙加工品製造業、鋳業、鉄鋼業などの順です。

今後の環境管理施策については、全公共用水域・全特定事業場を対象とする水質汚濁防止法に基づく一律排水基準を設定することが適当とする一方、生活環境項目で実績のある平均値規制の導入や暫定排水基準設定といった柔軟措置も検討すべきとしています。今後の排水規制の方向性にも影響を及ぼすとみられ、今後の審議内容が注目されています。

資料:2005年2月4日付 化学工業日報

機器分析箇所 竹下 尚長

事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査  | 8 委託試験・研究・開発          |

